

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市では、平成12年4月に本市の男女共同参画の推進拠点として「岡山市男女共同参画社会推進センター」(さんかく岡山)を開設し、男女共同参画社会の早期実現に向けた施策を積極的に展開するとともに、平成13年6月には、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例」(さんかく条例)(平成14年4月1日完全施行)を制定しました。

「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」は、「さんかく条例」の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

また、今後、「さんかく岡山」や「さんかく条例」とともに、広く市民に親しまれ、身近に感じてもらうため、この計画の愛称を「さんかくプラン」としました。

2 検討経過

(1)「さんかくプラン」の検討にあたっては、各ステップごとに、庁内の男女共同参画推進本部、市議会の総務委員会・社会システム調査特別委員会、総合政策審議会の総務・社会部会で、それぞれ調査・審議を進めるとともに、「さんかく岡山」に登録する市民グループと男女共同参画課とが協働して研究を重ねてきました。

(2)平成13年12月には、プラン(素案)に対する市民の意見をお聴きするために、パブリック・コメント手続や公聴会を実施するとともに、市民グループと協働して市内6ヶ所の公民館でワークショップを開催しました。

(3)パブリック・コメント手続等の結果や、平成14年2月に市長へ提出された総務・社会部会の協議報告書、社会システム調査特別委員会の意見書を踏まえるとともに、平成14年2月議会での質問も踏まえ、平成14年3月に「さんかくプラン」を策定しました。

3 計画の概要

(1)基本コンセプト(第 章関係)

「さんかくプラン」の実効性を高めるために、「さんかく条例」を基本とするプラン、幅広い意見が反映されたプラン、行政評価のできるプラン、市民協働で進めるプラン、情報公開を前提とするプラン、をその基本コンセプトに掲げています。

(2)計画期間(第 章関係)

フットワークよく時代の変化に対応するために、「さんかくプラン」の計画期間は、平成14年度から平成18年度までの5年間としています。

(3)目標別の体系(第 章関係)

「さんかくプラン」は、実現すべき姿・3つの基本目標・8つの重点目標で構成します。基本目標には、「さんかく条例」の基本理念(第3条)が反映されています。

(1頁を参照)

(4)リーディングプログラム(第 章関係)

「さんかくプラン」では、特に市民ニーズが高く、緊急性の高い課題をリーディングプログラム(主要施策)に位置づけて、重点的に取り組みます。

基本目標	重点目標	リーディングプログラム	主な施策の内容
	1	男女平等を推進する教育・学習	学校教育全体を通じた指導の充実等 名簿や並び方等についての議論の 総合的な学習のカリキュラムの作 市職員の男女共同参画に関する理解 進 男女共同参画の研修を階層別の 研修に導入 男女共同参画に関連した講座の新
	2	夫・パートナーからの暴力への対策の推進	市独自の効果的なDV被害者の保護 緊急一時保護 自立支援のための保護の実施 市営住宅入居者選考の優先的抽 用
	4	多様なライフスタイル(仕事と育児の両立を含む)に対応した子育て支援策の充実	保育サービスの整備 特別保育の拡大放課後児童対策 児童クラブの設置認定要件の緩和 地域の実情を踏まえた弾力的運用
	6	市の審議会等の委員への女性の参画の促進	女性委員の参画状況の定期的な把握 目標の早期達成 審議会等の男女いずれの委員も4 保

(5)行政評価(第 章関係)

どんな成果が生み出されたかを数値化した指標(成果指標)を使って目標の達成度を測り、その情報を市民に提供するとともに、パブリック・コメント手続を実施して、市民参加の評価プロセスとします

男女共同参画推進本部での1次評価
男女共同参画専門委員会による2次評価
評価結果の公開
パブリック・コメント手続の実施

(6)苦情・相談を通じて市政を改善(第 章関係)

個別・具体的な相談の中にも行政に対する市民ニーズが潜在していることを踏まえ、「さんかく条例」に基づく苦情の処理に準じて、男女共同参画専門委員会への諮問・答申を経て、市の制度や運用の改善を図ります。

(7)推進体制(第 章関係)

男女共同参画推進員と充て職の弾力的運用

横のつながりをもった全庁的な推進体制を整備するために、全ての課相当の部署に男女共同参画推進員を配置するとともに、局長級職員で構成する推進本部や課長級職員で構成する幹事会に女性の視点を反映させるため、充て職の弾力的運用を図って女性の本部員や幹事への登用を進めます。

男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項、審議会等における積極的改善措置(男女とも4割以上)の適用除外に関する事項等を調査・審議するため、新たに男女共同参画専門委員会を設置します。定数は10人(3人の公募委員を含む)。

市民協働による男女共同参画の推進

必要に応じて公聴会やパブリック・コメント手続を実施するとともに、定期的に市民意識・実態調査を行います。また、市民活動支援事業を通じて、「さんかく岡山」における市民の自主的な活動を支援し、市民協働の取組を強化します。

[>>>目次に戻る](#)